

ネーミングライツ導入ガイドラインの概要

(平成30年3月策定)

I 基本的事項

◆ガイドラインの趣旨

ネーミングライツの導入及び運用について、基本的な考え方や具体的な取扱い等を取りまとめたもの

◆ネーミングライツ導入の基本的な考え方

県有施設を有効に活用し、施設への親しみや愛着の深化と新たな財源確保を図る。

II 運用に係る手続

1 対象施設の選定（目安：愛称使用開始の8か月前）

- 対象施設
 - ・不特定多数の県民が利用し、広告効果が見込まれる施設
 - ・利用者の増加や施設の有効利活用が期待される施設

※指定管理施設は、指定管理者と事前に協議

※県民公募等により既に愛称が付与されている施設は、その経緯等を勘案

2 募集要項の決定（6か月前）

- 契約希望金額 他自治体の類似施設や利用者数等を勘案して設定
- 愛称の使用期間 原則3年以上5年以内
- 命名条件 名称に必ず入れる文字等を設定
- 応募資格 施設の特性等により、対象企業について必要な事項を設定
- 費用負担 例) 命名権者 …… サインの設置・変更・原状回復等
県 …………… 施設HP・パンフレットの表示変更等
- 選定方法 選定基準の明示、選定委員会による審査
- 選定委員会の設置 募集要項を協議・決定

3 募 集（3～5か月前）

- 施設所管部局及び施設での資料配布、部局及び管財課（取りまとめ）HPへの掲載

4 選 定（2か月前）

- 選定委員会による審査・命名権者候補者の選定 → 契約内容に関する交渉

5 契約の締結（1か月前）

6 愛称使用の開始

- 施設の行事予定等を勘案し、適切な使用開始日を設定
- 施設利用団体等の関係者に対し、積極的な愛称使用を依頼